

【刀装・刀装具・甲冑ほか】

重要小道具	鐺	虫喰図鐺	無銘	山金	室町時代
重要小道具	鐺	菊花・菊葉透鐺	無銘	勘四郎	江戸時代初期
鐺	大小 武者図鐺	銘	江州彦根住 藻柄子宗典製	江戸時代中期	近江国
揃金具	梅竹蘭図	銘	吟松亭東明（花押）	江戸時代末期	山城国
揃小柄	加賀象嵌			江戸時代	加賀国
拵	朱塗刻芹文蒔絵鞘合口拵				
拵	黒蠟色塗鞘合口拵				
甲冑	白檀塗勝色威最上胴丸			江戸時代中期	米沢新田藩主 上杉勝周公所用
鞍および鐙	家紋散蒔絵鞍 鉄地銀象嵌鐙	銘	金沢住国久作	江戸時代	三春藩秋田家伝来
十刃筒	銀象嵌雲龍文十刃筒	銘	藍屋與三右衛門作	江戸時代	加賀藩前田家伝来

【備考】―指定について― 重要刀装とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。
重要刀装具とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。
重要小道具とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。

MORI SHUSUI MUSEUM OF ART

森記念秋水美術館

所蔵名品刀展

「秋水の美Ⅲ」

展示作品目録

【鑑賞室】2階鑑賞室

【会期】第Ⅲ期：平成二十九年一月五日（木）～四月十六日（日）

2階鑑賞室

所蔵名品刀展「秋水の美」

【刀 剣】

	指定	種別	銘別	名称	刃長（cm）	反り（cm）	時代	国	備考（伝来等）
1	重要美術品	太刀	銘	大和則長	七〇・〇	二・六	鎌倉時代末期	大和国	徳川將軍家伝来
2	重要美術品	薙刀直し 脇指	銘	大和（以下折返し）尻懸住則長	五一・五	一・一	鎌倉時代末期	大和国	紀州徳川家伝来
3	重要刀剣	刀	無銘	伝当麻	六九・七	一・八	鎌倉時代末期	大和国	
4	重要刀剣	脇指	無銘	来国光	三一・〇	〇・一	鎌倉時代末期↗南北朝時代初期	山城国	高松藩松平家伝来
5	重要刀剣	刀	無銘	伝来国次	七三・〇	二・〇	鎌倉時代末期↗南北朝時代初期	山城国	
6	重要刀剣	脇指	無銘	伝信国	三七・二	〇・九	南北朝時代中期	山城国	
7	重要美術品	太刀	銘	順慶（古備前）	七七・九	三・〇	平安時代後期↗鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩 喜連川家伝来
8	重要刀剣	太刀	銘	高包（古備前）	六六・二	一・八	平安時代後期↗鎌倉時代初期	備前国	
9	重要刀剣	太刀	銘	助近造（古備前）	七〇・〇	二・六	平安時代後期↗鎌倉時代初期	備前国	
10	重要刀剣	太刀	銘	助包（古備前）	六八・五	一・六	平安時代後期↗鎌倉時代初期	備前国	
11	重要美術品	太刀	銘	利恒（古備前）	七〇・五	二・〇	平安時代後期↗鎌倉時代初期	備前国	
12	重要刀剣	刀	無銘	伝雲次	七〇・〇	一・八	鎌倉時代後期	備前国	
13	重要刀剣	刀	無銘	一文字長則	六九・三	一・九	鎌倉時代後期	備前国	
14		刀装具		黒蠟色塗三ツ巴紋散螺鈿鞘糸巻太刀拵	（15 一助成造に附属）				
15	重要文化財	太刀	銘	一助成造	七四・七	二・五	鎌倉時代前期	備前国	
16	重要刀剣	太刀	銘	国宗（備前三郎）	七四・〇	二・四	鎌倉時代後期	備前国	
17		刀装具		金梨子地葵紋散蒔絵鞘糸巻太刀拵	（16 国宗に附属）				
18	重要刀剣	短刀	銘	宇多国房 康応元二月日	二三・〇	内反り	南北朝時代末期 康応元年（一三八九年）	越中国	
19	重要美術品	太刀	銘	宇多国房	七〇・五	二・〇	南北朝時代末期↗ 室町時代初期	越中国	
20	重要刀剣	短刀	銘	宇多国久 応永七十二月日	二七・五	極僅か	室町時代初期 応永七年（一四〇〇年）	越中国	
21	重要刀剣	短刀	銘	国吉（宇多）	二三・九	内反り	室町時代初期	越中国	
22	重要刀剣	太刀	銘	友次	八〇・三	三・六	南北朝時代	越中国	
23	重要刀剣	短刀	銘	藤原真景	二四・二	内反り	南北朝時代中期	加賀国	
24	重要刀剣	短刀	銘	藤原真景 貞治六年二月日	二八・九	僅か	南北朝時代中期 貞治六年（一三六七年）	加賀国	
25	重要刀剣	脇指	銘	武蔵大掾藤原忠廣 寛永六年二月吉日 （切付銘）洛陽三条住定恒	三二・五	〇・六	江戸時代初期 寛永六年（一六二九年）	肥前国	
26	重要刀剣	刀	銘	肥前國佐賀住源吉房作	六九・四	一・五	江戸時代初期	肥前国	
27		刀	銘	肥前国備中大掾藤原正永	七四・二	一・五	江戸時代初期	肥前国	
28		脇指	銘	（刻印 イセ）大慶直胤 天保三年五月吉日 太神宮奉納以余鉄造鯨井氏江贈之	五五・二	一・四	江戸時代末期 天保三年（一八三二年）	武蔵国	
29		短刀	銘	美濃介直胤作（刻印 都） 七十一翁 嘉永二年八月日	二三・九	なし	江戸時代末期 嘉永二年（一八四九年）	武蔵国	
30		七星剣	銘	傘笠正峯作之 丁卯年二月日	六二・一	なし	現代 丁卯年（一九八七年）	石川県	
31		太刀	銘	法廣 平成廿八年弥生	七〇・四	二・二	現代 平成廿八年（二〇一六年）	長野県	平成二十八年度 新作名刀展出品刀

【備考】ー指定についてー

重要文化財とは、文化財保護法に基づき日本国政府（文部科学大臣）が指定した文化財

重要美術品とは、文化財保護法施行以前に、旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき日本政府（文部大臣）が認定した有形文化財

特別重要刀剣とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に相当する、または重要文化財に準ずる価値があると判断されて指定した刀剣

重要刀剣とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定した刀剣